

2022年（令和4年）5月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することについて（答申）

2022年（令和4年）4月27日付けで諮問（第1132号）された介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2021年11月9日付けで神奈川県弁護士会会長から弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定に基づき、介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の照会がなされた。

弁護士法第23条の2の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務づけられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県弁護士会会長に対し、介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

介護保険被保険者に係る次の情報（情報については照会申出人に確認済み）  
最新の介護認定に係る

(ア) 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し

(イ) 認定調査票（特記事項を含む）のうち次の内容の写し

a 調査実施日

b 調査対象者氏名、性別、生年月日、現住所

- c 第3群 認知機能
- d 第4群 精神・行動障害
- e 第5群 社会生活への適応
- f 第7群 日常生活自立度
- (ウ) 主治医意見書のうち次の内容の写し
  - a 最終診察日
  - b 他科受診の有無
  - c 傷病に関する意見欄
  - d 心身の状態に関する意見欄
  - e 生活機能とサービスに関する意見欄のうち、認知能力、判断能力、意思表示をできる状態にあるか否か等に関する情報が記載された部分
  - f 特記すべき事項欄
- イ 目的外に提供する相手方  
神奈川県弁護士会会長
- ウ 目的外提供の根拠規定  
弁護士法第23条の2
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2の規定に基づくものである。

弁護士法第23条の2第1項には「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。」としている。また、同条第2項には「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と定められ、官庁、公共団体その他の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、照会に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。

しかし、本件照会は正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われたものであり、弁護士には弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利及び義務が課せられている。

- (イ) 目的外に提供する必要性

照会申出人の依頼者は、当該被保険者を債務者として不動産仮差押命令申立事件を申し立てた。不動産仮差押命令申立事件において、裁判所が決定書を債務者の住所地に送付したところ、当該被保険者が不在とのことで受領されなかった。令和3年11月2日、照会申出人の依頼者が住民票上で同一住所の姪の代理人弁護士事務所を通じて、当該被保険者の現況を確認したところ、当該被保険者は現在入院中で意思疎通ができず、回復の目処が立っていない状況とのことであった。

また、照会申出人の依頼者が当該被保険者の入院先、かかりつけ医について尋ねたところ、入院先やかかりつけ医については回答できないとのことであった。その後も照会申出人の依頼者は姪に対し、電話連絡を試みたが、連絡がつかない状況が続いている。

また、姪に連絡が取れないことから、照会申出人の依頼者は姪に対し、文書にて連絡を試みるも返信がなく、連絡が取れない状況、協力が得られない状況が続いている。

不動産仮差押命令申立事件を遂行するためには、当該被保険者の訴訟能力及び受領能力の有無を確認する必要があるが、上記の理由により、照会申出人及びその依頼者には本件照会の他に情報を得る手段がない。また、本件の目的外に提供する個人情報、介護保険法第27条の規定により取得する要介護認定の個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

(4) 添付書類

- ア 神奈川県弁護士会会長から弁護士法第23条の2に基づく照会文書
- イ 要介護認定に係る書類の写し
- ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」とおりの判断をするものである。

照会申出人の依頼者は、当該被保険者を債務者として不動産仮差押命令申立事件を申し立てた。不動産仮差押命令申立事件において、裁判所が決定書を債務者の住所地に送付したところ、当該被保険者が不在とのことで受領されなかった。令和3年11月2日、照会申出人の依頼者が住民票上で同一住所の姪の代理人弁護士事務所を通じて、当該被保険者の現況を確認したところ、当該被保険者は現在入院中で意思疎通ができず、回復の目処が立っていない状況とのことであった。

また、照会申出人の依頼者が当該被保険者の入院先、かかりつけ医について尋ねたところ、入院先やかかりつけ医については回答できないとのことであった。その後も照会申出人の依頼者は姪に対し、電話連絡を試みたが、連絡がつかない状況が続いている。

また、姪に連絡が取れないことから、照会申出人の依頼者は姪に対し、文書にて連絡を試みるも返信がなく、連絡が取れない状況、協力が得られない状況が続

いている。

不動産仮差押命令申立事件を遂行するためには、当該被保険者の訴訟能力及び受領能力の有無を確認する必要があるが、上記の理由により、照会申出人及びその依頼者には本件照会の他に情報を得る手段がない。また、本件の目的外に提供する個人情報、介護保険法第27条の規定により取得する要介護認定の個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上